

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成27年5月18日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第2回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	5月	18日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○仮議席の指定 ○議長選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長選挙 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙 ○茨城県南水道企業団議会議員選挙 ○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙 ○牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙 ○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 ○諸般の報告 ○議案上程（35号～39号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○議案上程（40号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件

				○閉 会
--	--	--	--	------

平成27年第2回牛久市議会臨時会

議事日程第1号(その1)

平成27年5月18日(月)午前10時開会

日程第 1. 仮議席の指定

日程第 2. 議長選挙について

議事日程第1号(その2)

平成27年5月18日(月)

日程第 1. 議席の指定

日程第 2. 会議録署名議員の指名

日程第 3. 会期の決定

日程第 4. 副議長選挙について

日程第 5. 議会運営委員会委員の選任について

日程第 6. 常任委員会委員の選任について

日程第 7. 稲敷地方広域市町村圏事務組會議員選挙について

日程第 8. 茨城県南水道企業団會議員選挙について

日程第 9. 龍ヶ崎地方衛生組會議員選挙について

日程第10. 牛久市・阿見町斎場組會議員選挙について

日程第11. 茨城県後期高齢者医療広域連合會議員一般選挙について

日程第12. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

日程第13. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

日程第14. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

日程第15. 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

日程第16. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

日程第17. 議案第40号 牛久市教育委員会委員の任命について

日程第18. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開会

○議会事務局長（滝本 仁君） おはようございます。事務局から申し上げます。

このたびの臨時会是一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長職務を行うこととなっております。

出席議員中、鈴木かずみ議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

鈴木議員、登壇お願いいたします。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 改めましておはようございます。

ただいま御紹介をいただきました鈴木かずみでございます。

本日招集されました平成27年第2回臨時会の開会に当たり、ただいま事務局長より紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により私が臨時に議長の職務を行うことになりました。選挙により議長が選出されるまでの間ではございますが、議員各位の御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、臨時議長就任に当たりましての御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回牛久市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程第1号（その1）に入ります。

日程第1、この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。



仮議席の指定

○臨時議長（鈴木かずみ君） 仮議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第2、議長選挙を行います。



議長選挙について

○臨時議長（鈴木かずみ君） 選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、13番市川議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中根議員、17番鈴木議員。

〔投票〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番藤田尚美君、4番伊藤裕一君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（鈴木かずみ君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 18票

無効投票 4票

有効投票中

市川圭一君 12票

利根川英雄君 3票

黒木のぶ子君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、市川圭一君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました市川圭一君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選出されました市川圭一議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔議長市川圭一君登壇〕

○議長（市川圭一君） 改めましておはようございます。

大変重責を担うということで、牛久市発展のために尽力してまいりますので、皆様の御協力のほど、これからもよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ですが、私からの御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○臨時議長（鈴木かずみ君） 新しい議長が誕生いたしましたので、臨時議長の職は以上で終わらせていただきます。議員各位の御協力に心から感謝を申し上げます。

市川圭一議長、議長席にお着きを願います。

○議長（市川圭一君） ここで、暫時休憩をいたします。再開時刻は11時10分といたします。

午前10時24分休憩

午前11時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程第1号（その2）に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定

○議長（市川圭一君） 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番藤田尚美君、2番秋山 泉君をそれぞれ指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、副議長選挙を行います。

副議長選挙について

○議長（市川圭一君） 選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、17番鈴木議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中根議員、13番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番秋山 泉君、5番長田麻美君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 18票

無効投票 4票

有効投票中

尾野政子君 12票

鈴木かずみ君 3票

須藤京子君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、尾野政子君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました尾野政子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました尾野政子副議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔副議長尾野政子君登壇〕

○副議長（尾野政子君） ただいまの選挙におきまして、副議長という大任を拝しました尾野でございます。

微力ではございますけれども、牛久市政の発展と、そして議長を支えまして議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

(拍手)

○議長(市川圭一君) 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任について

○議長(市川圭一君) 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任について

○議長(市川圭一君) 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第7、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

○議長(市川圭一君) 本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員5名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(市川圭一君) ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長(市川圭一君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異常なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、17番鈴木議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中根議員、13番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番尾野政子君、6番山本伸子君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

有効投票中

利根川英雄君 5票

石原幸雄君 5票

板倉 香君 5票

諸橋太一郎君 4票

守屋常雄君 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位5名の利根川英雄君、石原幸雄君、板倉 香君、諸橋太一郎君、守屋常雄君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました利根川英雄君、石原幸雄君、板倉 香君、諸橋太一郎君、守屋常雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第8、茨城県南水道企業団議会議員選挙を行います。



茨城県南水道企業団議会議員選挙について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、茨城県南水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員4名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、17番鈴木議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中

根議員、13番市川議員。

[投票]

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番杉森弘之君、10番池辺己実夫君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

有効投票中

柳井哲也君 6票

尾野政子君 6票

鈴木かずみ君 5票

伊藤裕一君 5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位4名の柳井哲也君、尾野政子君、鈴木かずみ君、伊藤裕一君が茨城県南水道企業団議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県南水道企業団議会議員に当選されました柳井哲也君、尾野政子君、鈴木かずみ君、伊藤裕一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第9、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙を行います。



龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員4名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、17番鈴木議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中根議員、13番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番須藤京子君、11番守屋常雄君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

有効投票中

山越 守君 7票

藤田尚美君 6票

遠藤憲子君 5票

黒木のぶ子君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位4名の山越 守君、藤田尚美君、遠藤憲子君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選いたしました。

ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました山越 守君、藤田尚美君、遠藤憲子君、黒木のぶ子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第10、牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙を行います。



牛久市・阿見町斎場組合議会議員選挙について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員3名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番伊藤議員、5番長田議員、6番山本議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番池辺議員、11番守屋議員、12番諸橋議員、14番小松崎議員、15番石原議員、16番遠藤議員、17番鈴木議員、18番利根川議員、19番山越議員、20番板倉議員、21番柳井議員、22番中根議員、13番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番黒木のぶ子君、12番諸橋太一郎君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

有効投票中

須藤京子君 9票

中根利兵衛君 7票

秋山 泉君 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、得票数上位3名の須藤京子君、中根利兵衛君、秋山 泉君が牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選いたしました。

ただいま牛久市・阿見町斎場組合議会議員に当選されました須藤京子君、中根利兵衛君、秋山 泉君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、日程第 1 1、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。



茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、議員 1 名を選挙するものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は 2 2 名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1 番藤田議員、2 番秋山議員、3 番尾野議員、4 番伊藤議員、5 番長田議員、6 番山本議員、7 番杉森議員、8 番須藤議員、9 番黒木議員、1 0 番池辺議員、1 1 番守屋議員、1 2 番諸橋議員、1 4 番小松崎議員、1 5 番石原議員、1 6 番遠藤議員、1 7 番鈴木議員、1 8 番利根川議員、1 9 番山越議員、2 0 番板倉議員、2 1 番柳井議員、2 2 番中根議員、1 3 番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番小松崎 伸君、16番遠藤憲子君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

有効投票中

市川圭一君 13票

利根川英雄君 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、得票数上位1名の私、市川圭一が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私自身に告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時05分休憩

午後1時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、お手元に配付の日程表のとおり、常任委員会並びに議会運営委員会を招集し、委員長及び副委員長の互選を行いますので、その互選の結果を委員長から議長宛てに報告を願います。

なお、各委員会の開催につきましては、総務、教育民生、産業建設常任委員会が終了後、広報常任委員会を最後に、議会運営委員会の順でお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時12分休憩

午後2時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第35号ないし議案第40号の6件であります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第3号及び報告第4号の2件の専決処分について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号、出資法人に関する経営状況についての報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、今期臨時会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

次に、常任委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。
総務常任委員会委員長に秋山 泉君、副委員長に長田麻美君。

教育民生常任委員会委員長に諸橋太一郎君、副委員長に山本伸子君。

産業建設常任委員会委員長に板倉 香君、副委員長に池辺己実夫君。

広報常任委員会委員長に藤田尚美君、副委員長に諸橋太一郎君がそれぞれ互選されました。

以上が各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に山越 守君、副委員長に秋山 泉君がそれぞれ互選されました。

以上が、議会運営委員会正副委員長の互選の結果であります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第12、議案第35号ないし日程第16、議案第39号の5件を一括議題といたします。



議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成27年第2回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

議案の説明に入る前に、一言御挨拶申し上げます。

去る4月26日に執行されました牛久市議会議員選挙におきまして、それぞれが市民のための政策を訴え、めでたく御当選の榮譽を得られましたこと、改めてお祝いを申し上げます。

御承知のとおり、少子超高齢化による人口減少社会の進展や、税収の伸び悩みに伴い、自治体経営は大変厳しい状況になっております。このような中であって、牛久市としての生きる道を、さまざまな施策を通して模索してまいりました。その結果、牛久市には、若い人が集まりつつあります。このような時期に、議員の皆様とともに市民が真の豊かさを実感できるまちづくりを推進できますことは、私にとりましてまことに心強い限りであります。

改めて申し上げるまでもなく、市民、議会、職員が歯車を正しくかみ合わせ、強力な信頼関係のもとで、市民の期待に沿った市政運営をしていくことが、我々の責任であり使命でありますので、何とぞ温かい御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について御説明申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、人事案件など全部で6件であります。ただいまから人事案件を除く議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第35号から議案第39号までは、条例の制定及び改正、並びに平成26年度補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第35号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、昨年12月議会で議決をいただいております、原動機付自転車等にかかわる軽自動車税の税率の引き上げ等の1年延期、四輪車の軽自動車に対する軽自動車税のグリーン化特例制度の導入、及びふるさと納税に対する個人の市民税にかかわる寄附金控除額の上限の拡充等の改正、並びに引用条項の整理を行うものであります。

議案第36号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第37号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてであります。

本件は、不祥事を起こした職員の監督責任に基づき、牛久市長及び副市長の給料を平成27年5月1日から平成27年5月31日までの1カ月間、10%減額するものであります。

議案第38号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算でありまして、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち歳入につきまして、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等は、交付額の確定による減額計上であり、自動車重量譲与税、配当

割交付金、株式等譲渡所得割交付金、震災復興特別交付金等は、交付額の確定による増額計上
であります。

県支出金は、さきの国の経済対策に基づき茨城県が実施する消費喚起事業である、子育て家
庭応援・シニア応援「プレミアム商品券」購入補助実施に伴う計上であります。

歳出予算につきまして、民生費は、国民健康保険事業特別会計繰入金増額計上であり、商
工費は、茨城県が実施する子育て家庭応援・シニア応援「プレミアム商品券」購入補助金の計
上であります。

第2表の繰越明許費補正は、地域医療連携センター建設を初めとする5事業について、年度
内に事業の完了ができないことから、地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰
り越しするため設定するものであり、市道改築整備及びハートフルクーポン券支援の2事業に
ついては、繰越限度額の変更をするものであります。

議案第39号は、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算でありまして、歳
入歳出予算について補正するものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、国庫負担金の一般被保険者療養給付
費等負担金、及び退職被保険者等療養給付費交付金の減額計上、並びにこれらの収入減に伴う
一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出につきましては、高額療養費の決算見込みに伴う減額計上であります。

以上が、専決処分の承認についての概要であります。詳細につきましては、お手元の議案
書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第35号ないし議案第39号の5件について、順次質疑を許します。

まず、議案第35号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第37号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号ないし議案第39号の5件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号ないし議案第39号の5件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 議案第35号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてです。

今回の市税条例の一部改正は、地方税法等の改正に伴うものですが、この地方税法の改正の最大の問題点が、消費税増税10%への引き上げ時期を先送りするとして、景気条項を削除し、どれだけ景気が悪くても問答無用に消費税増税を強行しようとするものでありまして、認められないものです。

軽自動車税関係の改正部分についてですが、消費税10%段階で実施を検討するとされていた、その車体課税の抜本改正が先送りになり、それに伴い自動車取得税、軽自動車税について、経過措置として見直しが行われたことから、税率の引き上げ時期を1年間延期するものとなっています。

消費税増税に伴う自動車取得税の廃止を穴埋めするための庶民増税である軽自動車税の増税は、きっぱりと中止をすることを求め、議案第35号に反対します。

議員各位の御賛同を心よりお願いし、反対討論といたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号ないし議案第39号の5件について順次採決いたします。

まず、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第40号を議題といたします。



議案第40号 牛久市教育委員会委員の任命について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 議案第40号は、牛久市教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、現委員であります宮原節子氏が、本年5月31日をもって任期満了となるため、引き続き任命しようとするものであります。

宮原氏は、識見・人格ともに優れた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、今回の任命による宮原氏の任期は、平成30年9月30日までとなります。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第40号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 議案第40号、牛久市教育委員会委員の任命に対する反対討論。

本議案に対しては、以下の3点の理由により反対であります。

まず、第1点目は、教育の政治的中立性の確保という観点であります。その根拠は、教育基本法第14条第2項及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条に規定されております。すなわち教育基本法には、法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと規定されているのに続き、臨時措置法には、何人も教育を利用し、特定の政党、その他の政治的団体の政治的勢力の伸長または減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が義務教育諸学校の児童または生徒に対して、特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育を行うことを教唆し、または先導をしてはならないと記されているからで

あります。

しかるに、本市においては、これまで特定政党の議員経験者が引き続いて3代にわたり教育委員に任命され、今回もこれを継続させようとしていることは、明らかに教育の政治的中立性の確保に抵触するものであると言わざるを得ず、極めて問題であると判断をいたします。

次に、第2点目といたしまして、教育委員の任命に関する本市の事例は、かなりまれであるということであります。私は前回、この人事案件が提案された際にも反対をいたしました。その後、近隣自治体の教育委員について調査をしたところ、本市と同様の特定政党の議員の経験者が教育委員に任命されている事例は見当たらなかったのであります。それゆえ、本市の事例はかなりまれであり、見直しをされてしかるべきであると考えます。

さらに、第3点目といたしまして、これまでの教育委員としての実績が不明確であるということでもあります。このことについては、同僚議員が過日の全員協議会で質問をいたしました。教育部長からは明確な答弁がなかったことから、当該案件の当事者は教育委員としてこれといった実績がなかった判断せざるを得ないのであります。

以上3点の理由から、議案第40号については反対であります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 議案第40号、牛久市教育委員会委員の任命についての反対討論を行います。

教育委員会制度の意義は、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は政治的中立性の確保は極めて重要と考えます。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要です。教育委員の任命については、過去に3回、そして今回と4回にわたって、一政党である公明党の退職議員が教育委員の一員として指定席になっていると判断せざるを得ません。これは公平・公正であるべき教育行政に対して適切でないと考えます。

よって、議案第40号に同意することはできず、反対をいたします。

議員各位の御賛同を心からお願いをいたし、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 議案第40号、牛久市教育委員会委員の任命について反対討論を行います。

本議案は、5月31日で任期満了となる教育委員会委員を引き続き任命しようとするものです。公明党の元議員である宮原氏は、平成25年第2回定例会で、前任者が任期途中で辞職したのに伴い任命されました。しかし、このとき問題となったのが、5人の委員のうち1人に公明党の元議員が繰り返し任命され続けていたことにありました。こうした一部政党の元議員による指定席化は、政教分離、また政治的中立性の観点から、公平・公正であるべき教育行政にとって甚だ問題であると言えます。

それが今回も改められないということはどういうことでしょうか。先日の議員全員協議会で市長は、次はこういうことはないと言言をされました。しかし、これは言い換えれば、今回までは何とかこうした人事を通したいということで、任命権者が人事権を私物化していると言わざるを得ません。その思いは一体どこに続いているのでしょうか。

私たち議員は、立ちどまっていま一度改めて教育行政を考えてみる必要があると思います。議員の皆様の賢明なる判断を御期待し、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、議案第40号、牛久市教育委員会委員の任命について反対討論をいたします。

25年3回定例会において、佐藤ミツル氏の在任期間を受けて宮原節子氏が選任されたのですが、その後でこのことを知った多くの市民の声が、私のところに寄せられました。牛久市の市民の中には、学会以外、さまざまな宗教の信徒がおります。それなのに、公教育に関して一宗教の信徒が公教育の教育委員に選任されることは議会として何ら問題がなかったのかというような御指摘であります。

また、法律により政教分離が定められているにもかかわらず、政教分離の変容が、国においても変容し、本来政治に携わる者はコンプライアンスを旨としなければならないはずなのに、なし崩し的に今の現況となっているわけです。

今回、再度公教育において教育委員に宮原節子氏が再任されることになれば、他の宗教の信仰をしている納税者の市民に対し、極めてゆゆしき問題として議会が問われることになりかねません。公教育は公平・公正、そして中立的にその役割を担っていかなければならないことは

言うまでもありません。

よって、この宮原節子氏の教育委員に対し、反対いたします。どうぞ多くの議員の皆様の良識ある御判断をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子議員、佐藤さんのお名前が多分間違っていると思いますので、訂正したほうが良いと思います。

○9番（黒木のぶ子君） 今議長のほうから訂正がありましたけれども、佐藤ミツルじゃなくて、允通だそうです。失礼いたしました。訂正いたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

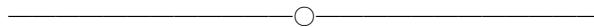
これより議案第40号についてを採決いたします。

議案第40号、牛久市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第40号は同意することに決しました。

次に、日程第18、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



日程第18 閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後2時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 藤 田 尚 美

署名議員 秋 山 泉